

労災保険制度見直しに関する Q & A

令和8年8月



水産庁

目次

【今回の改正・労災保険制度について】

- 1 労災保険とはどんな制度ですか。..... P3
- 2 今回、どのような改正がされたのですか。..... P3
- 3 なぜ、制度が改正されたのですか。..... P4
- 4 現在労災保険が任意の事業ですが、労災保険に任意加入する
メリットはありますか？..... P4
- 5 労働者が事故にあった場合、労働基準法では、事業主は
どのくらいの費用を負担しなければなりませんか。..... P5
- 6 いつから労災保険の適用が拡大され、手続きが必要となりますか。.. P6
- 7 漁業の小規模な経営体において、どのような労働災害が起きて
いますか。..... P6
- 8 労災保険の未手続への罰則はありますか。..... P7

【加入対象について】

- 9 自分が「労働者」を雇用しているのか、労災保険の加入手続を行う
必要があるのかわかりません。..... P8
- 10 外国人労働者を雇う場合も、労災保険の対象ですか。..... P8
- 11 労働者を雇わず家族だけで営む場合も、労災保険の手続きをする
必要がありますか。..... P9
- 12 正式な労働契約がないお手伝いのような場合でも労災保険の
適用対象ですか。..... P10
- 13 民間の傷害共済等へ加入していても労災保険の手続きをする
必要がありますか。..... P10

【加入対象について】

- 14 労災保険に関する事務手続は誰が行う必要がありますか。..... P11
- 15 労災保険に関する事務手続を委託できる制度はありますか。.... P12
- 16 労災保険料はどのくらいですか。..... P13
- 17 労災保険料は経費として計上できますか。..... P13

- 18 労災保険料の補助はありますか。..... P14
- 19 労災保険の加入申請手続きについて教えてください。..... P14
- 20 複数の漁業種類を営んでいる場合、主たる事業で加入するのか、
それとも別々に加入する必要があるのか教えてください。..... P15
- 21 労働者を雇用する(雇用契約終了)都度、労災保険の追加や
消滅の手続きを行う必要がありますか。..... P15

【給付について】

- 22 労災保険でどのような給付がされますか。..... P16
- 23 労災保険の給付申請手続きについて教えてください。..... P17
- 24 工作中的の怪我について、労災保険に未加入でも、健康保険で
受診させれば良いのではないですか。..... P17
- 25 労災申請をすると、保険料が上がりますか。..... P18

【加入対象について】

- 26 問合せ先を教えてください。・。..... P19

問 1 労災保険とはどんな制度ですか。

(答) 労災保険制度は、労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、被災労働者やご遺族に給付等を行うものです。

主な給付内容には、次のようなものがあります。

- 療養（治療）に関する給付
- 休業中の賃金に関する給付
- 障害が残った場合の給付
- 死亡した場合の遺族に対する給付など

問 2 今回、どのような改正がされたのですか。

(答) これまで、一部の小規模な個人経営体による農林水産業の事業だけは、労災保険の加入が任意でしたが、今回の改正により、他の産業と同じように、雇用形態に関わらず、労働者（パート・アルバイト・スポットワーク含む）を一人でも雇っている事業は労災保険の加入が必要になります。

問3 なぜ、制度が改正されたのですか。

(答) 農林水産業の小規模な事業においても重大な事故が起きており、労働者の保護の必要性が高まっていること、また、漁業就業者は一貫して減少傾向であり、人材確保（労働者の採用・定着）のためには、労災保険等による補償措置も確保し、労働者が安心して働ける環境づくりが重要であるとの考えから、今回の改正がなされたものです。

問4 現在労災保険が任意の事業ですが、労災保険に任意加入するメリットはありますか？

(答) 労働者が業務上負傷、死亡等した場合、事業主は、災害補償責任を負っています。

労災保険に加入している場合は、国が補償の大部分を負担しますので、急な災害補償が発生した場合でもゆとりをもって対応できます。

経営を持続的に行っていくためには、労災保険に加入し、そなえることが重要です。

問5 労働者が事故にあった場合、労働基準法では、事業主はどのくらいの費用を負担しなければなりませんか。

(答) 例えば、従業員一人を十年間雇用し、作業中にケガをさせてしまった場合又は死亡させてしまった場合、労災保険に加入している場合と未加入の場合でこのような違いがあります。

【作業中に転倒し骨折した場合の事業主負担】

労災保険加入	労災保険未加入
休業補償として約2万円 ※それ以外は労災保険から給付 (10年間に支払った保険料は約16万円)	休業補償・療養補償として 約32万円

※ホタテ養殖業において日当1万円で6か月（1か月あたり20日間勤務）雇用された場合を想定し、水産庁試算。

※休業20日、通院費として20万円要した場合

【死亡した場合の事業主負担】

労災保険加入	労災保険未加入
なし ※労災保険から給付 (10年間に支払った保険料は約16万円)	遺族補償等として 約1,060万円

※ホタテ養殖業において日当1万円で6か月（1か月あたり20日間勤務）雇用された場合を想定し、水産庁試算。

問6 いつから労災保険の適用が拡大され、手続きが

必要となりますか。

(答) 法律の公布の日（令和８年７月１７日）から５年以内の政令で定める日に暫定措置が廃止となります。具体的に適用対象となる日などについては検討中です。

他方で、労働環境を改善し人材を確保するとともに、急な災害補償にも対応していくためにも、今の時点からの加入を推奨しています。

問７ 漁業の小規模な経営体において、どのような労働災害が起きていますか。

(答) 現在、任意加入となっている小規模な経営体においても以下のような死亡事故が発生し、労災保険が給付されています。

死因等	災害発生状況等
海への転落 (行方不明)	刺網漁業のため出航し、漁場へ向かう途中で船内から行方不明、海に転落したと推認された。
両側血気胸、 骨盤骨折	昆布の洗浄作業を行っていたところ、同僚の運転するトラクターショベルが洗い場に侵入し、被災労働者はトラクターショベルの下敷きになり死亡。
溺水	船上でロープの長さを調節している時に、ロープが体に絡まり、ロープと一緒に海に転落し、溺水により死亡。

問 8 労災保険の未手続への罰則はありますか。

(答) 改正法施行後も、保険関係成立届の未提出や保険料の申告・納付に係る未手続そのものに関する罰則や過料はありませんが、労災保険にかかる未手続が発覚した場合は、都道府県労働局等から、加入手続指導を行う場合があります。

この際、過年度にわたって、労災保険の加入手続が行われていなかった場合には、遡って保険料が徴収されるほか、追徴金が課せられる場合があります。

また、加入手続を怠っていた期間中に労災事故が発生した場合には、遡って保険料が徴収されるほか、故意又は過失により手続を怠っていた場合には、事業主に対し、労災保険から給付を受けた金額の一部又は全額を徴収することがあります。

問 9 自分が「労働者」を雇用しているのか、労災保険の加入手続を行う必要があるのかわかりません。

(答) 一般論として、雇用者と労働契約を交わした者であって、労働の対価としての賃金が支払われる場合は、労災保険が適用され、手続が必要となります。就業形態にかかわらず適用の対象となり、パート、アルバイトの方の場合も同じです。

労災保険における労働者とは、「職業の種類を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者」をいい、契約の内容、労務提供の内容、労務提供の形態、報酬等から総合的に勘案して判断されることとなり、詳細については、労働基準監督署・都道府県労働局にお尋ねください。

問 10 外国人労働者を雇う場合も、労災保険の対象ですか。

(答) 国籍を問わず、日本の事業で外国人労働者を雇用する場合は、適用対象となり、労災保険の加入手続が必要です。

問 11 労働者を雇わず家族だけで営む場合も、労災保険の手続きをする必要がありますか。

(答) 同居（※）の親族のみを使用している場合は労災保険の対象とはなりません。労災保険は、本来労働者を対象とした制度ですが、一定の条件を満たす一人親方や中小事業主等も、「特別加入制度」を利用して労災保険に加入できます。

この「特別加入制度」について、今回の制度改正後も、引き続き任意となりますが、ご自身やご家族が急な災害においても必要な療養を受けることができるよう、積極的な加入を推奨します。

※同居とは、居住及び生計を一にしているか否かで判断されます。

問 12 正式な労働契約がないお手伝いのような場合でも労災保険の適用対象ですか。

(答) 賃金を伴わず、従業員の貸し借りなどを行う手伝いなどは、労災保険の適用の対象とはならない場合もありますが、適用対象であるかは個々の実態に基づき判断されます。詳細については、労働基準監督署・都道府県労働局にお尋ねください。

一方で、労災保険の適用対象に該当しない場合には、仮に作業中に死亡・障害が残るような事故にあえば、国から十分な補償を行うことが出来なくなるリスクがありますので、労働契約のもと作業に従事させるようにお願いします。

問 13 民間の傷害共済等へ加入していても労災保険の手続きをする必要がありますか。

(答) 民間保険・共済の加入者であっても、労災保険の適用対象となり手続きをする必要があります。

問 14 労災保険に関する事務手続は誰が行う必要がありますか。

(答) 事業主が労災保険手続きを行うこととなります。
具体的には、

- ①「保険関係成立届」(暫定任意適用事業の場合は「任意加入申請書」)に事業主の氏名、事業の種類、事業が行われる場所等を記載して労働基準監督署に届け出るとともに、
- ②「概算保険料申告書」を届け出て、その年度分の概算保険料を申告納付する
- ③継続事業にあつては、事業主は毎年度6月1日から7月10日までの間に、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を合わせて申告納付する「年度更新」を行う必要があります。

問 15 労災保険に関する事務手続を委託できる制度はありますか。

(答) 原則、有料となりますが、中小事業主が、労災保険料の申告・納付や各種届出等の事務を、厚生労働大臣が認可した団体（商工会、漁業協同組合等）に委託できる「労働保険事務組合制度」があります。

水産庁 HP において、制度内容の説明や加入手続きに関する相談を受け付けている労働保険事務組合などを紹介しています。初回相談は無料になりますが、ご相談内容によっては有料となりますので、詳しくは各組合等に御確認下さい。

また、社会保険労務士においても、事務手続を委託することが可能となります。

【労働保険事務組合】

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/attach/pdf/260428-2.pdf>



【社会保険労務士事務所】

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/attach/pdf/260428-4.pdf>



問 16 労災保険料はどのくらいですか。

(答) 労災保険料は、労働者に支払う賃金の総額に労災保険率を乗じて算定されます。労災保険率は、漁業種類によって異なります。

なお、労災保険料は、100%事業主負担となります。

単位：1/1000

	保険料率
海面漁業（定置網漁業・海面魚類養殖業を除く）	18
定置網漁業・海面魚類養殖業	37
海面漁業以外の漁業又は農業	13

※令和8年度において適用されている労災保険率。

※海面で行う採介藻漁業（コンブ、ワカメ等の海藻類の採取の事業・アサリ、ハマグリ等の貝類の採捕の事業）、無給餌養殖（のり、コンブ、ワカメ等の海藻類の養殖の事業・真珠、ホタテ、カキ類の貝類の養殖の事業）は海面漁業以外の漁業の分類となる。

※さし網漁業は、定置網漁業の分類となる。

問 17 労災保険料は経費として計上できますか。

(答) 個人事業主が支払う労災保険料は、「福利厚生費」として全額必要経費として計上可能な場合がありますので、詳しくは、税務署に照会ください。

問 18 労災保険料の補助はありますか。

(答) 労災保険は、事業主の災害補償責任を実質的に担保するものであり、保険料は全額事業主の負担となっています。このため、保険料の補助など特定の事業主に対する財政支援を行うことは保険料負担の公平性の観点から、行っておりません。

なお、労災保険率は、業種ごとの事故の発生頻度や重篤度などを勘案して決められておりますので、業界全体で一層の現場における安全対策をお願いします。

問 19 労災保険の加入申請手続きについて教えてください。

(答) 労災保険の加入手続きについては、以下の厚生労働省HPを参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/hoken/040330-2.html>



問 20 複数の漁業種類を営んでいる場合、主たる事業で加入するのか、それとも別々に加入する必要があるのか教えてください。

(答) 原則、事業（漁業種類）ごとの申請となりますが、その事業における主たる作業の態様、種類、内容等により総合的に判断して決定されます。

問 21 労働者を雇用する（雇用契約終了）都度、労災保険の追加や消滅の手続きを行う必要がありますか。

(答) 労災保険については、その事業が成立したときに「労働保険関係成立届」を提出している限り、新たに労働者を雇用しても追加の届出は必要ありません。

また、事業場所における全ての労働者との雇用契約が終了している状況でなければ、個々の労働者との雇用契約が終了する度に、保険関係の消滅に係る手続きを行う必要はありません。

問 22 労災保険でどのような給付がされますか。

(答) 例えば、このような給付がされます。

- ・ 労働災害による傷病への治療費・通院費等
- ・ 労働災害による傷病の療養のため労働することができない期間（4日目以降※¹）の休業補償（給付基礎日額※²の80%程度）
- ・ 労働災害による傷病で一定の障害が残ってしまった場合の補償（障害の程度に応じて年金又は一時金を支給）
- ・ 労働災害により死亡した労働者の遺族への補償（遺族の人数に応じた年金もしくは給付基礎日額の1,000日分の一時金を支給）

※1 休業初日から3日目までは待期期間とされ、労災保険からは給付されず、この3日間については、事業主が労働基準法第76条に基づく休業補償を行う義務があります。

※2 「給付基礎日額」は、原則として原因となった事故直前3か月分の賃金を暦日数で割ったもの（平均賃金）です。

問 23 労災保険の給付申請手続きについて教えてください。

(答) 労災保険の各種給付の内容や申請手続きについては
こちらのパンフレットをご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/
seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/
roudoukijun/gyousei/rousai/091124-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/rousai/091124-1.html)



問 24 工作中的怪我について、労災保険に未加入でも、健康保険で受診させれば良いのではないですか。

(答) 健康保険は、仕事の原因の怪我等とは関係のない
業務外の事由による傷病に対して支給されるもので
す。仕事の原因の怪我等に対しては、健康保険を使
うことはできません

問 25 労災申請をすると、保険料が上がりますか。

(答) 労災申請をしたことのみを理由として保険料が上がることはありません。

ただし、今回の改正で適用事業となる小規模な経営体は対象外ですが、一定の要件（※）を満たす事業場については、労働基準監督署において業務上の災害として認定され、保険給付が行われた場合、支払われた保険給付額が多い場合には、翌々年度以降の保険料が上がる可能性があります。逆に、労働災害が発生していない場合や、支払われた保険給付額が少ない場合には翌々年度以降の保険料が下がる可能性があります。このように、一定の要件を満たす事業場については、支払った保険給付の額に応じて、保険料が上がったり下がったりしますので、労働災害防止に向けた一層の安全対策をお願いします。

※前々年度までの連続する３年度中の各年度において、使用している労働者数が次の表で示す数以上であること。

	最低労働者数
海面漁業（定置網漁業・海面魚類養殖業を除く）	23
定置網漁業・海面魚類養殖業	20
海面漁業以外の漁業又は農業	33

問 26 問合せ先を教えてください。

(答)

○制度全般に関すること

労災保険制度、給付手続について
都道府県労働局労働基準部労災補償課

労災保険加入手続について

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）労働保険徴
収（課）室

【所在地一覧】

[https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/
shozaiannai/roudoukyoku/index.html](https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html)



厚生労働省労災保険ナビダイヤル 0570-006031

○漁業分野のことについて

水産庁漁政部企画課 03-6744-2340